

第4章 職員厚生

○福島地方水道用水供給企業団職員被服貸与規程

〔平成15年3月13日
管理規程第7号〕

改正 平成18年3月30日管理規程第1号 平成31年3月29日管理規程第1号

福島地方水道用水供給企業団職員被服貸与規程（昭和60年管理規程第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団に勤務する職員（以下「職員」という。）の服装を統一し、品位の保持と職務の円滑な遂行を図るため、被服の貸与について必要な事項を定めるものとする。

（貸与の範囲等）

第2条 被服を貸与される職員、貸与する被服（以下「貸与品」という。）の品目、員数及び貸与期間は別表第1のとおりとする。

2 貸与品の地質、色及び製式は、別表第2のとおりとする。

（職員の遵守事項等）

第3条 職員は、特別の事由がある場合を除くほか、職務の遂行中は、貸与品を着用しなければならない。

2 職員は、貸与品の善良な管理に努めなければならない。

3 貸与品の清潔保持及び補修に要する経費は、職員の負担とする。

（返納）

第4条 職員が、退職その他の事由によりその職を離れた場合は、速やかに貸与品を返納しなければならない。ただし、返納できない正当な理由があるときは、この限りでない。

第4編 人事（福島地方水道用水供給企業団職員被服貸与規程）

（亡失し、き損し、又は消耗した貸与品の取扱い）

第5条 職員が貸与品を亡失し、若しくは著しくき損し、又は貸与品の消耗により使用に耐えなくなった場合で代品を要すると認めるときは、再貸与することができる。

（貸与品の弁償）

第6条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当額を弁償しなければならない。

- （1）第4条の規定に違反したとき。
- （2）前条の規定による亡失又はき損が本人の故意又は過失に基づくとき。

（返納品の再貸与）

第7条 第5条の規定により貸与する場合には、返納品を再貸与することができる。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に貸与した被服については、この規程により貸与したものとみなす。この場合における貸与期間については、改正前の規程により支給を受けた期間を引き続いた期間とする。

附 則（平成18年3月30日管理規程第1号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日管理規程第1号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第4編 人事（福島地方水道用水供給企業団職員被服貸与規程）

別表第1（第2条関係）

課名	職員	貸与品の品目	貸与数	貸与期間
総務課	委託等の検査業務に従事する職員	制服	1	8年
		作業服（上・下）	1	3年
		作業服（夏・上）	1	1年
		作業服（夏・下）	1	3年
		防寒服（上）	1	4年
		安全靴	1	4年
		長靴	1	4年
施設 管理課	取水、導水、浄水、送水施設の維持管理等に係る設計及び監督の業務に従事する職員	制服	1	8年
		作業服（上・下）	1	3年
		作業服（夏・上）	1	1年
		作業服（夏・下）	1	2年
		防寒服（上・下）	1	3年
		安全靴	1	3年
		長靴	1	4年
		防寒長靴	1	4年
	水質検査の業務に従事する職員	制服	1	8年
		白衣	1	1年
作業服（上・下）		1	3年	
作業服（夏・上）		1	1年	
作業服（夏・下）		1	3年	
防寒服（上）		1	4年	
安全靴		1	3年	
長靴		1	4年	
課共通	前各号以外の技術職員	制服	1	8年
		作業服（上・下）	1	3年
		作業服（夏・上）	1	1年
		作業服（夏・下）	1	3年
		防寒服（上）	1	4年
		安全靴	1	4年
		長靴	1	4年
	前各号を除く職員	制服	1	6年

別表第2（第2条関係）

貸与品の品目	地質及び色	製式
制服	毛・ポリエステル混紡 紺色	背広型
作業服	綿・ポリエステル混紡 カーキ色	上衣－ジャンパー式開襟 ズボン－長ズボン
白衣	綿	上張り式
防寒服（上・下）	綿・ポリエステル混紡 濃紺色	上衣－コート式 ズボン－長ズボン
安全靴	牛クロム革 鋼製先芯 黒色	
長靴	ゴム製 黒色	
防寒長靴	ゴム製 裏地厚手ウレタン	履き口紐締め式